

増上寺徳川家霊廟の風景(14)

— 引き継がれた燈籠たち —

先日、天童市図書館の「としよかんだより」を見て居ましたら「織田氏奉納石燈籠のなぞ」という記事が掲載されており、織田龍介信利が台徳院に奉獻した石燈籠の写真が写っていました。早速コラムを書かれた歴史相談室の野口一雄氏にご連絡を差し上げ情報を交換させて頂きましたところ、他に二基の有章院燈籠が有ることが判りました。今回はこの台徳院燈籠にまつわるお話から始めさせて頂きます。



写真 1 織田信利燈籠(野口氏撮影)

野田一雄氏が記事にされた理由の一つは「織田龍介信利」とは誰かと言うことでした。ご存じの通り天童は織田信長の二男信雄の子信良の系統が甘樂、高幡と移封されて天童藩を開いた土地柄です。

同じく織田信雄の五男高長は大和宇陀に藩を開きますが、孫の信武の代に家臣を殺め自殺したいわゆる「宇陀くずれ」により、その子信休が丹波柏原に移された柏原藩があります。

ところでこの丹波柏原は元々は信長の弟信包が藩祖となり柏原藩を開いた地であり、その後三代目の信勝の代で無嗣断絶となりました。これを前期柏原藩と呼び、信休以降を後期柏原藩と呼ぶこともありま

す。「織田龍介信利」はこの前期柏原藩三代藩主の織田上野介信勝のことと考えられます。まず『寛政重修諸家譜』から信勝について書き抜いてみます。

● 信勝

辰之助 信影 龍助 上野介 從五位下 母は長盛が女。

元和九年生る。寛永七年遺領を継八歳に十六年十二月晦日從五位下上野介に叙任す。十七年九月二十四日仰をうけて撰津國高槻城を守る。慶安三年五月十七日卒す。年二十八。雪岩元公成徳院と號す。九月朔日信勝嗣なきより領地を公收せらるといへども、室懐胎のよし聞しめし出生の子男子にをいては、重て思召あるべきのむね、且彌十郎信當には以前のごとく領地のうち三千石をたまふのむね仰をかうぶる。

『大猷院殿御実紀』の寛永七年正月二日の記事には信則について

○丹波國柏原領主織田刑部大輔信則卒す。その子辰之助信勝に遺領三萬石つかしめらる。この信則は故三位左中將信包の子にて。元和二年十月廿五日從五位下に叙し侍從に任じ。九年從四位下にのぼり。此日三十二にて卒せしなり。(水戸記、江城年録、東武實録、斷家譜)

この記事を元に元和二年十月二十五日の記事を見てみますと

○廿五日織田辰之助信則從五位下侍從に叙任し。(ママ)民部大輔に改む。(東武実録)

と有ります。『東武実録』の該当の記事を探しますと

元和二年十月廿五日

織田辰之助信則 上野介信包男 從五位下侍從ニ叙シ刑部大輔ト號ス。

元和九年

是年 織田刑部大輔信則 上野介信包男 從四位下ニ叙ス 元從五位下侍從

同じく信則について『寛政重修諸家譜』の記述を見てみます。

● 信則

式部少部 刑部大輔 侍從從五位下 從四位下 母は某氏。

慶長四年生る。十九年遺領を継六歳に元和二年十月二十五日從五位下

侍從に叙任し、九年從四位下に昇り、刑部大輔にあらたむ。寛永三年五月御上洛の供奉をつとむ。七年正月二日卒す。年三十二。

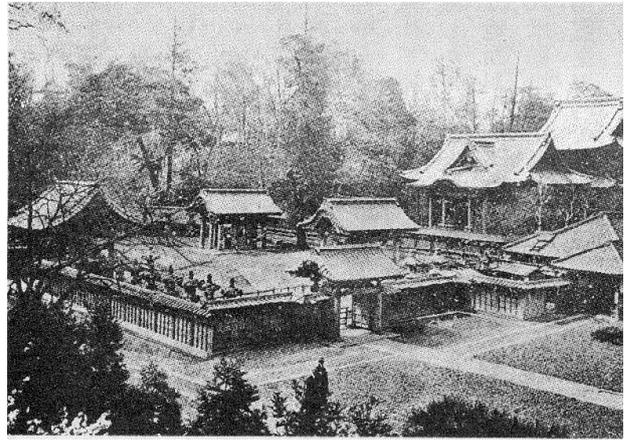


写真2 勅額門内俯瞰写真



写真3 勅額門内左側より

も拝殿前に並んだ石燈籠の姿がはつきりと映し出されています。注目して頂きたいのが写真3の勅額門の手前に撮っている二基の石燈籠です。先ほどの絵図の情報から一番手前にある石燈籠が「織田龍介平信利」の燈籠であることが判ります。

ところで『御燈籠記』には

石燈籠寄進大名 百三十三名 百八十七基

銅燈籠寄進大名 十六名 三十一基

釣燈籠寄進大名他 二十四名 四十六基

の燈籠が献納されたことが記載されていますが、燈籠はどのような基準で配置されていたのでしょうか？

この答えが金地院崇伝の『本光国師日記』に残されています。

一同日（十七日）。土大炊殿。從 御城直に御出、松右衛門殿。道春。

永喜同道也。増上寺へ今度諸大名。各石燈籠御寄進立所何様に可然哉。

可申上由、則書付上ル。案在左。

石燈籠可被成御立所之覺

一御廟所之廻りに御連枝衆。其外ちかき御一門方并つね〜に御前ちかく御奉公被致候衆之石燈籠可被成御立歟。

一御佛殿之御前に。官位高き大名衆。其外國持衆。それより次第々々に御立可被成歟。以上。

実際にどの様に配置されたかは、千秋文庫の絵図に詳細に描き込まれていますが、「御廟所之廻り」と「御佛殿之御前」だけでは配置しきれず、惣門から勅額門の前、佛殿から奥の院までの間にかなり窮屈に配されることになりました。

「織田龍介平信利」の燈籠が配置された勅額門内拝殿前はこの

一御佛殿之御前に。官位高き大名衆。其外國持衆。

に当たります。

では具体的にどのような大名が「織田龍介平信利」と共に燈籠を献納していたのでしょうか？行頭の丸数字を図2に示しています。

拝殿前唐門の左右には六名の国持大名が二基づつ銅燈籠を献納しています。

- ① 薩摩中納言藤原朝臣家久 (島津家久 鹿兒島藩 770,000)
- ② 仙臺中納言藤原朝臣政宗 (伊達政宗 仙台藩 620,000)
- ③ 從四位上行左近衛中將源朝臣義宣 (佐竹義宣 秋田藩 205,800)
- ④ 上杉彈正少弼藤原定勝敬白(從四位下左少將上杉定勝 米沢藩 300,000)
- ⑤ 安藝侍從源朝臣長晟敬白 (浅野長晟 広島藩 426,500)
- ⑥ 藤堂大學助藤原朝臣高次 (藤堂高次 津藩 323,950)
- ⑦ 從四位下行侍從兼飛彈守源朝臣宗茂 (鍋嶋宗茂 佐賀藩 357,000)
- ⑧ 白川宰相藤原朝臣長重敬白 (丹羽長重 白河藩 100,700)
- ⑨ 有馬玄蕃頭源豐氏敬白 (有馬豊氏 福知山藩 80,000)
- ⑩ 土佐侍從源朝臣忠義敬白 (山内忠義 土佐藩 240,000)
- ⑪ 生駒壹岐守藤原高俊 (從四位下 生駒高俊 丸龜藩 171,800)
- 勅額門脇右奥から
- ⑫ 堀丹後守源朝臣直寄 (堀直寄 村上藩 100,000)
- ⑬ 從四位下行侍從伊達遠江守藤原朝臣秀宗(伊達秀宗 宇和島藩 100,000)
- ⑭ 秋田河内守安部朝臣俊季 (秋田俊季 宍戸藩 50,000)
- ⑮ 有馬左衛門佐藤原朝臣直純 (有馬直純 延岡藩 53,000)
- 勅額門を挟んでの左右は
- ⑯ 今防長二洲主右近衛權少將大江秀就朝臣 (毛利秀就 萩藩 360,000)

その左に

- ⑰ 織田龍助平信利 二基の内一基 (織田信利 柏原藩 36,000)
 - ⑱ 毛利宰相大江朝臣秀元 二基 (毛利秀元 調布藩 36,200)
 - ⑲ 九鬼長門守藤原朝臣守隆 一基 (九鬼守隆 鳥羽藩 56,000)
 - ⑳ 出雲侍従高階朝臣忠晴 一基 (堀尾忠晴 松江藩 240,000)
 - ㉑ 對馬侍従源朝臣義成 一基 (宗義成 府中藩)
 - ㉒ 真田伊豆守滋野朝臣信之 一基 (真田信之 松代藩 100,000)
 - ㉓ 豊前少將從四位下源朝臣忠利 二基 (細川忠利 小倉藩 300,000)
- そのまま左奥拝殿前に向かつて

- ⑲ 京極修理大夫源高三朝臣 一基 (京極高三 田辺藩 35,000)
 - ⑳ 佐々木京極丹後侍従源朝臣高政二基の内一基 (京極高廣宮津藩 78,200)
- この間に奥院に続く仕切り門があります。

- ⑰ 織田龍助平信利 二基の内一基
- ⑱ 侍従織田出雲守平朝臣高長 一基 (織田高長 松山藩 31,200)
- ⑳ 美作中將藤原朝臣忠政 二基 (森忠政 津山藩 186,500)
- ㉓ 佐々木京極丹後侍従源朝臣高政 二基の内一基

奥院の拝殿周りには御家門や譜代の大名達が銅・石燈籠を献納していますが、この勅額門内拝殿前には外様の国持大名、官位の高い大名が名を連ねています。

徳川将軍家の霊廟建築における諸門・諸堂の構造様式は常憲院霊廟によってほぼ完成したと考えられます。残されている『東叡山御燈籠建場図』によって勅額門内に配置された燈籠の寄進大名の官位を確認してみれば、いずれも從四位下以上であることから、勅額門を超えて燈籠を献納する事の出来る大名の資格は可成り限定されたものと考えられます。

ここでもう一つ史料を紹介します。

『台徳院様御靈屋并御廟前献備惣御燈籠御水屋等御修復願』(以降『修復願』)で東京国立博物館のデジタルアーカイブに納められています。『御燈籠記』のデジタル史料を調べている内に引っかけかかって来ました。まず『御燈籠記』の織田信利の記録を書き出してみます。

奉拜進

台徳院殿

尊前

織田龍助平信利

一石燈籠

両基

寛永九年七月廿四日

これに対応する『修復記』の織田家関連の三名の記述は

御同所勅額門内御石燈籠

當主

一 織田龍助平信利

両基

織田阿波守殿

御簾本

柳 寛永九年七月廿四日

當主 近江

一 侍従織田出雲守平朝臣高長 一基 織田山城守殿(ママ)

宿 地徳院

御廟御拝殿御釣燈籠

當主

一 織田百助信昌

貳釣

織田若狭守殿

宿 源法院

『御燈籠記』から燈籠奉献者名、基数を書き出し、そこに当主名 宿坊名を書き添えています。織田高長の名前の右肩に「柳」とあるのは、江戸城内の伺候席である「柳間」を注記したものとされます。名前の書き上げの後に後書きの文が続き、その後には次の文が続きます。

例書

一 安永八亥年十二月

御靈屋^并御廟所回惣御修復之節御釣燈籠銅石御燈籠洗磨等献上元^江被^江渡被下候様御掛戸田因幡守殿^江奉願候處同月十六日献上元宿坊^江御別当より可申達旨被^江仰渡候此度義茂右先例之通被^江仰渡候様奉願候以上

後書きの中に「来^ル卯年正月御遠忌」と有り、この文頭の「安永八亥年十二月」を考えると、霊廟や霊廟周りの修復とは、天明元年の台徳院百五十回忌のことと判ります。戸田因幡守は寺社奉行の戸田忠寛のことで安永五年六月五日から天明二年九月十日に大坂城代に転出するまでこの職にありました。

『大本山増上寺史年表編』には安永八年十月二十九日の項に
松平康福、増上寺秀忠廟修理総督命ぜらる

とあり、同じく十一月三日に

作事奉行河野安嗣・目付末吉利隆・勘定吟味役辻守美、増上寺本堂・三門・秀忠廟修理命ぜらる。

として『浚明院殿御実紀』の記事を引いています。年表を追っていきますと、台徳院の修復の記事として、文政十二年七月十七日の項に

水野忠成、増上寺秀忠廟修復総督命ぜらる。

との記事が見え、天保二年には台徳院の二百回忌が行われたことが判ります。

少し整理してみます。この『御修復願』の願書自体は安永八年の台徳院百五十回忌の為の靈廟周りに修理の為に書かれた物です。しかし、書き出されている献納元の大名名は二百回忌の為に修復事業が始まる文政十二年当時の当主名に書き直されています。

例えば『御修復願』に当主と書かれている者の内十四名が御旗本と添え書きされています。諱の記載は無いのですが、小川恭一氏の『江戸幕府旗本人名事典』で名乗りから調べてみますと十三名が『幕士録』記載の人名に合致します。小川恭一氏によると年代に幅はあるもののほぼ文政十年頃の記録と云うことです。

さて「織田龍助平信利」の燈籠の当主とされた織田阿波守です。小川恭一氏の『寛政譜以降旗本家百科事典』では、織田彌十郎信彰の項に子として織田衛守信與をあげ織田阿波守と注記しています。禄高三千石、屋敷駿河台と有ります。役職として小普請奉行とありますので『柳営補任』で調べてみますと

文政十三寅十月廿日日光奉行ヨリ

天保四巳四月十九日卒

織田阿波守

信與

と有ります。更に日光奉行で逐ってみますと

文政七申閏八月十二日寄合ヨリ

同十三寅十月廿日小普請奉行

織田衛守

阿波守 信與

更に『文恭院殿御実紀』の文政七年九月十五日の項に

日光奉行織田衛守「信與」赴任の暇たまひ。叙爵して阿波守にあらたむ。

と有りますので織田信與が文政七年九月十五日から亡くなる天保四年四月十九日まで阿波守を名乗っていたことが判ります。

織田家の部分をもう少し見てみます。宇陀織田家の織田出雲守高長の燈籠は織田近江守が当主として書き出されていますが、記述では山城守が近江守と書き改められています。

前に書きましたように宇陀織田家は後期柏原織田家として存続します。織田信古が遺跡を継いだのが文政十二年十一月十六日、十二月十六日には近江守に叙任します。先代の織田信守は「保田騒動」で致仕させられましたが名乗りは山城守です。『御修復願』の織田山城守が近江守に書き直されているのは、文政十二年十二月十六日の近江守叙任を反映したものと思われる。

天童織田家の織田百助信昌の燈籠は当主として織田若狭守が書き出されています。織田信美は文政元年十二月二十七日家督を継ぎ文政三年十二月十六日に越前守に叙任します。『諸侯年表』では藩主織田信美は文政十一年五月に居所を天童に移した後若狭守に改めたとしていますので、この当主は織田信美と考えて良いと思います。

以上の諸資料の記述から「織田龍介信利」の立ち位置を整理してみます。

① 台徳院靈廟の中で「官位特格家」が連なることの出来る勅額門御拝殿前に燈籠を献納していること。

② 「官位特格家」の資格を持つ織田家の大名はこの時期織田高長、織田信昌、織田信勝の三家しかないこと。信勝を除く二名は『御燈籠記』に名前が挙がっていること。

③ 断絶した織田信勝の家禄を継承した織田彌十郎信當の系統の織田阿波守信與が当主として信利の燈籠を受け継いでいること。

更に、江戸初期の大名家の系譜は記載に漏れが多いこと、絶家により家譜が全て継承されたとは考えられないことから、諱で同定出来ないとしても信利||信勝と考えて良いと思われま

す。ここからは『修復記』に記載された内容を大まかに整理していきます。『修復記』には釣燈籠を献納したご婦人を除いて全てで百六十六名の大名名が記載されています。このうち三名の大名については当主名が無く代わりに

次の様に書かれています。

(マ)

寺澤志摩守廣高

松平【蒲生】中務大輔忠知

堀尾山城守忠晴

○断絶ニ付 公儀御上御修復

蒲生家就断絶明和三戌年従 御上御修復

堀尾家断絶ニ付従 御上御修復

明和三戌年并安永度御修復被 仰付候

と有ります。次に十五名の大名について当主名の脇に「御旗本」と記されています。同じく二名が「交代御旗本」、一名が「高家」です。更に一名が「松平越前守との御家老」と有ります。

松平【池田】右近大夫輝興の所には「松平因幡守殿分地断絶ニ付〇本家修復之」と記載されています。池田輝興は池田輝政の六男で赤穂に三万五千石を領する大名でしたが、狂乱により夫人を殺害して所領没収となります。子の政種は寛文四年赦免となり、廩米三千俵の寄合となりますが、二代後の政弘の代に無嗣断絶となっています。このため本家筋の鳥取藩主松平【池田】因幡守齊稷が燈籠を引き継いだこととなります。

『御修復記』には献納者名の異なる複数の石燈籠の当主となっている大名が他に七家有ります。

有馬玄蕃頭頼徳 「有馬玄蕃頭豊氏」、「有馬中務少輔忠頼」(慶安四年)

稲葉丹後守正守 「稲葉丹後守正勝」、「稲葉美濃守正則」(寛文四年)

岡部美濃守長慎 「岡部内膳正長盛」、「岡部美濃守宣勝」(寛永十八年)

酒井雅楽頭忠実 「酒井阿波守忠行」、「酒井雅楽頭忠世」

「酒井雅楽頭忠清」(明暦二年)

内藤備後守政順 「内藤左馬助政長」、「内藤帯刀忠久」

本多中務大輔政民 「本多甲斐守政朝」、「本多内記政勝」

細川越中守斉護 「細川越中守忠利」と「細川忠興三斎」

このうち括弧に年号が有る物は、同じ家系で後から台徳院廟に献納されたものです。「内藤左馬助政長」、「内藤帯刀忠久(忠興力?)」の場合には磐城平藩主で有った父政長と共に佐貫藩主として燈籠を献納しています。後に磐城平藩を相続します。

「本多甲斐守政朝」、「本多内記政勝」の場合にも播磨姫路藩主であった父政朝と共に播磨分封藩の政勝が燈籠を献じています。後に姫路藩を相続し、子孫は転封を繰り返して岡崎へ移ります。

他に保科正之が松平賜姓後会津藩主松平正之として承応二年に銅燈籠を献じている例があります。

この様に見てみると、台徳院廟に納められた燈籠は殆ど子孫の大名家に引き継がれていることが判ります。大名家として断絶した場合でも何らかの形で子孫が旗本に取り立てられ当主として燈籠を引き継いでいます。

池田輝興の場合には引き継いだ旗本家が断絶した為にご本家の鳥取藩池田家が引き継ぐこととなったと思われまます。

結局早い時期に断絶した寺沢、蒲生、堀尾の三家の燈籠だけが幕府の手で維持管理がなされることになりました。寺沢広高が献納したのは水盤舎で有ったので、少し厄介であったに違いありません。

では献納した石燈籠を引き継いだ御当主は、どの様に維持管理を行ったのでしょうか？

岡山大学付属図書館には鴨方藩池田家の文書を収めた池田文庫が有つてその中に『上野常憲院様・有徳院様献備御燈籠仕様并代金書付』、『上野俊明院様・文恭院様献備御燈籠御修復仕様并代金書付』という資料があります。ここでは後者を取り上げてみます。

俊明院様 御霊前

一 石 御燈籠 壹基

從五位下源朝臣池田政直

右御燈籠地震損ニ付竿石方建直小疵
寄テ拾壹ヶ所石粉繕致笠裏方惣躰彫
洗目漆喰共致

御銘文金箔差直

代金貳両壹分式朱

銀四匁五歩壹厘

從五位下池田豊前守源政善

文恭院様 御霊前

一 石 御燈籠 壹基

右御燈籠地震損ニ付竿石方建直火袋割

損仕直小疵拾ヶ所石粉繕致笠裏方惣躰彫

洗目漆喰共致

御銘文金箔差直

代金拾貳兩壹分貳朱

銀七匁壹歩九厘

式口

一金拾五兩貳朱

銀四匁貳歩

辰十月廿八日

小普請方

宛先は池田内匠頭殿となっており、文恭院（徳川家斉）が逝去したのが天保十二年なので、その後の辰年となると弘化元年と安政三年になります。この時期に鴨方藩主であり、内匠頭に叙任されていたのは弘化四年七月十日に相続し、嘉永二年十二月十六日に従五位下内匠頭となった池田政詮と言うことになり、この文書が書かれたのも安政三年十月と言うことになります。因みに『上野常憲院様・有徳院様献備御燈籠仕様并代金書付』の日付は「辰六月廿五日」となっています。

ところで文面には「地震損」と有りますが、ここで地震損というのは前年の安政二年十月二日に起こった江戸大地震で多くの燈籠が倒壊したことを指していると思えます。

安政江戸地震について触れる前に一つだけ確認しておきたい事が有ります。この見積りの中で「御銘文金箔差直」と書かれている部分です。今まで調査してきた燈籠の銘には、少なからず朱を差したものが残っていました。



写真4 林忠英燈籠

新たに朱を差し込んだ物も有りました。と同時に僅かですが金箔の残っている物も見られました。木更津市の日枝神社に移された林肥後守忠英の燈籠は金箔で美しく補修されています。写真4に燈籠の

写真を掲げておきます。在りし日の靈廟の荘厳が蘇ってくる気がします。

安政江戸地震は震源地を隅田川河口付近とする直下型地震でマグニチュードは6・9でした。

安政の江戸地震に関しては北原糸子氏の『安政大地震と民衆』が先行研究として知られており、同書を承けた野口武彦氏の『安政江戸地震』では地震のメカニズム、被害の状況について詳しく整理された記述が有ります。野口氏は安政江戸地震の性格について

「安政江戸地震のちょうど十一ヶ月前の安政元年十一月四日、震源域が駿河湾内と推定されるM8・4のメガトン級地震が発生。これを「安政東海地震」と呼んでいる。その翌日、もっと正確には三十二時間後に、「安政南海地震」(M8・4)が続いて起きて紀伊半島を揺すぶり、大阪湾内をも津波が洗った。ともに海洋型夜大地震である。安政江戸地震は内陸直下型であった。規模も小さい。しかし、地理的にも時期的にも決して孤立した現象ではなかったのである。

としています。安政江戸地震については此れ等の著書を見て頂くこととして、ここでは雉子町の名主であった齋藤月岑(市左衛門)の『安政武江地動之記』(江戸叢書巻九 昭和三十九年江戸叢書刊行会)から直接の見聞による被害の状況を少しばかり書き抜いておくことにします。

一、二日夜亥の一點、或二點大地震に震出し、家は犇々と鳴響き、波浪に船のたゞよふ如く、即時に家屋を覆し間もなく、類たる家々より火起りて、同寺に焼上りたり、其内最初に燃る立たるは吉原町なるべしと思へり 此夜武家町共自己の家にかゝらいて、火消の夫夫馳集る事なく、水を灑火を滅すべきもの更にこれなし、

一、御城内石垣多門等所々崩、御番所傾、大手御門、西御丸、二重御櫓損、桔梗御門等大破、両御丸御殿は却て無別條、外廻石垣見附壁等も皆崩たり、下勘定所潰、竹橋御門崩、辰の口御豊藏潰、見附の内半藏御門、四谷御門石垣殊に崩多し

十月四日夜大寺内腰掛先の潰し所より出火直に消る

一、東叡山諸堂無別條、宿坊少々の損所あり、大佛は御首落ちる、螺髪（石燈籠石地蔵 皆倒れ損す）の所損す、堂前の聖天潰れ、新造の一切經堂傾く、境内田樂茶屋惣潰、潰家とともに地中へ落（入たる者返りけなし）一、下谷車坂町潰家多し、一、下谷稻荷無別條、門倒れ石鳥居笠石落る、

一、増上寺諸堂宇無別條、寺中各別損所なし、御成門邊窓一宇潰る、芙蓉藏辨財天の廻り石の玉垣崩れ、鳥居燈籠倒る

幕府の当時の調査で、江戸の町方での犠牲者は四、七四一人、倒壊家屋一四、三四六戸と言われていますが、大名家や寺社地でどれだけの被害があったかは、明らかにされていません。江戸の街は元々の低湿地を埋め立てて出来上がった街ですから、江戸城の外郭部分を埋め立てて出来た中央官庁街の大名小路や下町の町屋は倒壊し、焼失しました。

武蔵野台地上に在った江戸城本丸部分、増上寺、寛永寺は大きな被害を蒙ることはありませんでしたが、それでも石燈籠の多くは倒壊した物と思われるます。

鴨方藩池田家に見積書を提出した小普請方は、西丸下大名小路に作事方と軒を並べて役所を構えて居ましたが、南北奉行所とともに損害は軽微でした。そのことはともかく安政江戸地震に際しての寛永寺霊廟内の石燈籠の修理は小普請方が請け負ったことになりました。

霊廟の造営と修築に関して作事方、小普請方の役割の変化を調べている内にふと寛永寺霊廟について代田照彦氏（昨年お亡くなりになりました）と共に『徳川將軍霊廟献備燈籠と現況について』を纏められた加瀬寛治氏が同書の中に「洗磨について」として国立公文書館の資料を翻刻されていることを思い出しました。調べてみると多聞櫓文書の中の『天保六年八月上野御宮御霊屋江諸家献物の御燈籠洗磨等之儀二付書抜』という文書でその中に寛永寺の霊廟内石燈籠の修造を小普請方が請け負うことになった経緯が書かれています。

短いので加瀬寛治氏の翻刻文を全文載せておきます。

書抜

天保六未

八月

上野

御宮 御霊屋江諸家献備之御燈籠洗磨等之儀古来通御別当より宿坊江申入宿坊共より献備之家々江沙汰致し手職人を以修復いたし御別当江引渡二相成候様被成度准后思召候尤去巳年当山一同洗磨之儀以来ハ小普請方等二而引受修理出来之積相成右者先年牧野越中守献備之燈籠御修復一件二付宿坊江仕共其外御仕置被 仰付候類より被 仰出候哉与深く御懸念御斟酌被思召右躰上野ニおゐて不取締之儀有之候より他山迄も仕来御改革有之候様ニ而者御瑕瑾ニ被思召候間古来

之通被成度由、品々被仰之候得共右者先難被及御沙汰旨寺社奉行江達之

ここで「去巳年」は天保四年、「先年牧野越中守」とある項目は『天保雜記』（内閣文庫所蔵史籍叢刊）に「東叡山御灯籠修復二付牧野越中守留守御咎」として記載されている天保三壬辰二月廿九日の事件を指しています。圓珠院を宿坊としていた牧野越中守家献備の銅燈籠修復について、事務を司る僧が不正を働き牧野家の家来を巻き込んで「金子を欺取る」事件を起こしました。この咎で首謀者戒光房良音は市中引回しの上獄門。他僧侶一名が追放、一名が押込め。牧野越中守家来留守居役一名が追放、中老一名が押込めの処分を受けています。この件は江戸の情報屋と呼ばれた須藤由蔵の『藤岡屋日記』（『近世庶民生活史料』）天保三辰年八月十二日にも「寺社奉行間部下総守懸り、常州笠間城八万石、牧野越中守方差出ス書付」として記録されていますが、公式の文書の写しだけに『天保雜記』ほどの生臭さがなく体裁良く仕立てられているという気がします。

引用文に戻ります。引用文では、大名家が献納した銅・石燈籠に修復が必要な場合には、寛永寺別当家より各宿坊を通じて寄宿の大名家へ修復依頼を出し、大名家でそれぞれ修復を行い別当家へ引き渡しを行うのが本来の姿であったと言っています。多分大名家では宿坊に修復の事務代行を行わせ、見分のみを行っていたのだと思います。

少し話が複雑になってきましたので、今度は『御触書成』（『天明御触書集成』、『天保御触書集成』）の記事から先例を追ってみることにします。天保三年よりは少し前の寛政八年の『御触書』です。

寛政八辰年五月

大目付え

上野

御宮御修復有之付、諸家より献備之御燈籠洗磨手入等之儀、先格之通可被致候、右仕様之儀は、天明之度御修復之節之趣を以取計候様、御修復懸りえ申渡置候之間、相談、手職人え被申付候共、御修復懸りニて手入等有之候様被申談候共、勝手次第可被致候、尤其段伊豆守宅え申聞候様可被致候、

五月

右之趣、万石以上之面々え可被達候、

ここでは天明度に行われた仕様に従えと言っていますので天明三年の『御

触書』を見てみます。

天明三卯年五月

大目付え

上野 御宮并 常憲院様 有徳院様 御廟向、此度御修復有之候二付、諸家より獻備之御燈籠洗磨手入等、先格之通可被致候、然處石御燈籠は笠之苔其儘差置、箔差直、漆喰等附直、御籠末無之様御掃除致候之様被 仰出候間、銘々手職人ニ被申付候ては仕様も區ニ相成、其上自分々ニて被申付候ては、前々無益之入用も相懸り候趣相聞候間、先達て増上寺 御靈屋御修復之節之振合を以、①御修復懸りえ申渡、銅御燈籠石御燈籠共、御取替金を以洗磨手入等爲致、御修復懸りより御別當え引渡候様申渡候、②夫共獻備物之儀ニ付、手職人ニ爲致度面々ハ、勝手次第第二候間、御取替金ニて修復被致度候共、手職人ニて被申付度候共、其段出羽守方え可被申聞候、洗磨手入等直段之儀も、一基當之直段積致し有之候間、手職人ニて被申付度面々ハ、右直段見合ニ被致度候ハ、是又可被申聞候、代金之儀は追て可相達候間、其節可被相納候、尤御別當え御燈籠引渡候以後は、唯今迄之通可被心得候、五月

右之趣、万石以上之面々え可被達候、

ここでも天明二寅年十二月の増上寺へ示達した先格に従えと書かれています。内容に大きな違いはありません。面白いのは増上寺への示達には「石御燈籠は笠之苔其儘差置」の後に「御古ヒ有之方却て御殊勝ニも有之候間」と付け加えていて、何やら言い訳めいて照れ笑いが透けて見えるような記述になっています。

ここで重要だと思われるのは

①御修復掛へ申し付け御取替金を以て修復を行い寛永寺御別當へ引き渡す。
②諸大名からの献備物なので、自分の手職人を使って修復させる場合は、老中の水野出羽守に申し出て修復を行うこと。

と二つの選択肢を示していることです。御修復掛がどの様な組織を指すのかここでは明確ではありませんが、幕府の組織であれば作事方か小普請方ということになると思います。ここで御取替金は幕府の貸付金と言うことになります。

増上寺に関してはこの後寛政七卯年二月の修復時、文政十二丑年十二月

に先格に従えという内容で『御触書』が更新されていきますが、内容は可なり簡潔になっていきます。

文政十二丑年十二月

寺社奉行え

増上寺 台徳院様御靈屋向御修復有之候二付、諸家より獻備之御燈籠洗磨手入等之儀、先格之通可被致候、右仕様之儀は、寛政六寅年増上寺 文昭院様御靈屋向御修復之節之趣を以、御修復掛え申渡候間、御修復懸え相談、手職人え被申付度面々は、出羽守宅え可被申聞候、御取替金を以御修復掛ニて修復被致度面々も、是又一應可被申聞候、其外都て寛政之度之通可被相心得候、

先に紹介した『御修復願』は天保二年に予定されていた台徳院の二百回忌の為の準備の為の帳面ですから、この文政十二年十二月の示達は、その結果として出されたことが分かります。

さて天保三年二月の牧野越前守家の事件の後出された示達は次の通りです。

天保三辰年十一月

寺社奉行え

上野 御宮え疏球人参詣ニ付、諸家より獻備之御燈籠洗磨手入等之儀、此度は 御宮御修復掛りも有之候二付、右掛りえ申渡置候間、相談、手職人え被申付候共、御修復懸りニて手入等有之候様被申談候共、勝手次第可被致候、十一月

右之趣、万石以上之面々え相達候間、上野執當、御別當えも可被達候、

ここで「此度は 御宮御修復掛りも有之候二付」という部分で「御宮御修復掛り」が従来の「御修復掛」とどの様に違いがあるのかは判りません。

先に紹介した『天保六年八月上野御宮御靈屋江諸家献物之御燈籠洗磨等之儀ニ付書抜』では、天保四年に行われた「当山一同洗磨之儀以来ハ小普請方等ニ而引受修理出来之積相成」となり、小普請方が見積りを作成し小普請方に属する石屋に作業を行わせることになったと読める書き方になっています。

天保十二年閏一月七日に十一代將軍徳川家斉が亡くなりましたが、この時にも靈廟は宮まれば敵有院靈廟に相殿となりました。諸大名への燈籠の献納は従来通り求められましたが、その際の事務的な指示が『幕末御触書集成』に納められています。この中には燈籠の仕立先として小普請方と明記されています。

天保十二年七月十八日

水野越前守殿御渡

覚

上野 文恭院様御靈前 御廟所江、諸家より献備御灯籠取扱方之儀、此度者新規之事故、是迄之修復取扱方同様二者相成間敷候間、諸家手限、出入職人とも江申付候とも、又ハ小普請方江相頼候とも、何れ之方ニ而も、入費等不相嵩方に而、銘々勝手次第取計可申旨、万石已上之面々江相達候間、小普請方江頼越候分者、先例之趣を以取扱、御勘定所御目付懸り江も打合、何れ之方ニ而出来とも、御場所御差支無之様可被致候事、右之通、小普請奉行江相達候間、万石已上之面々江可被達置候事、

安政元寅年三月

大目付へ

御代々様新御靈前へ、万石以上之面々より前々唐銅石御籠灯之内献備有之候に付、此度も先格之通献備之儀可被仰出処、当時敵敷御儉約年限中、且諸家に於ても格別質素節儉相用、武備専要之被仰出も有之候儀に付、今般は別段之思召を以、諸家御灯籠献備之儀、暫御用捨被成下候間、追而相達候迄は不及献備候、其段可被相達候、

嘉永六年六月二十二日十二代將軍徳川家慶が亡くなり、増上寺の文昭院靈廟に相殿となりましたが、この時にはついに燈籠献納の御内書は発せられませんでした。

もう幕府の倒壊は目の前でした。

安政の大地震にとらわれて大分記述が長くなつてしまいました。今回は織田信利燈籠がどの様に受け継がれて行ったかを制度的な面から考察してみました。一つには浅野長矩の燈籠が奇跡的にも残っていたという記事を読んでいます、果たしてそうだったろうかという疑問を持つていたこともあり、鴨池池田藩の資料はかなり前に入手していたのですが、どの様に読み解い

て行ったら良いか思いあぐんでいました。今回他の資料と読み合わせて少し形が見えてきたように思います。途中から面白くなり、引用に引用を重ねた記述になり、読みにくい回になったかとは思いますが。

御霊屋の造営、営繕を行う役所である作事方、小普請方の分掌の変遷についても資料を集め少し書いてみたのですが、稿を改めることにします。

(令和三年一月八日)